

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として、株主をはじめお客様や従業員及び取引先、更には地域社会などすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、企業活動の透明性を確保することを掲げており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠と考えております。当社では、法令・社会規範・社会通念・倫理あるいは社内規程などの観点から内部牽制が組織全体にわたって機能しているかに重点をおき、適正かつ迅速な意思決定のもと経営のチェック機能を強化してまいります。

さらに、株主の要求や意見に受動的にこたえるのではなく、IR活動等を通じて、当社がどのような考えのもとで経営を行っていくのかを積極的に開示し、株主に選ばれる企業になるよう努力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、電子行使制度および招集通知の英訳につきましては実施しておりませんが、今後につきましては、海外投資家の株主の比率や議決権行使状況等を総合的に判断し、必要と判断され次第導入する考えであります。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は現状、決算短信等の英文開示は実施しておりませんが、今後、海外投資家の株主の比率等を勘案し、必要と判断され次第対応してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1】

経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会において、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、個別の報酬額を決定しております。

なお、中長期的な業績と連動インセンティブの機能を有する自社株報酬については、現時点では導入しておりませんが、今後の導入に向けて検討してまいります。

【補充原則4 - 8 - 1】

独立社外取締役だけの定期的な会合の開催はしておりませんが、現状独立社外取締役は取締役会において活発な意見交換を行っており、また必要に応じて話し合いを持つなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有が図られております。

【補充原則4 - 8 - 2】

当社では独立社外取締役は2名ありますが、筆頭独立社外取締役を定めておりません。現状、独立社外取締役は取締役会において活発な意見交換を行っており、また必要に応じて経営陣と話し合いを持つなど、連携が十分図られていると考えております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、監査役会設置会社を採用しております。十分な独立役員を確保し、取締役会・監査役会が各々十分に機能していることから、任意の仕組みの導入は考えておりません。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

取引先との関係の構築・維持・強化や業務提携等において、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、必要に応じて、当該取引先の株式を取得・保有することとしております。

前項に基づき保有する政策保有株式について、中長期的な観点から継続保有の合理性・必要性を取締役会で定期的に検証することとしております。

また、当該政策保有株式の議決権行使に当たっては、議案ごとに賛否を判断する方針で、発行会社のガバナンス体制、当社の企業価値向上及び当社の事業への影響度等勘案のうえ、適切に議決権を行使しております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

1. 当社は、取締役による競業取引および利益相反取引について、取締役会規程により取締役会の決議事項とします。

2. 当社は、関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令および取締役会規程等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとします。取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認するものとします。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は「地域の皆様の美と健康と豊かな暮らしに貢献する」ことを使命に、経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圏へのドミナント出店を積極的に進め、東北エリアに店舗数300店舗を中期目標として取り組んでまいります。

経営理念

- (1)お客様に喜んで戴ける店を作ろう
 - (2)適正な収益を確保しよう
 - (3)社員の生活を向上させよう
 - (4)会社の永続的繁栄に努力しよう
 - (5)我々は力をつけて世の中に奉仕し、人間性の向上に努めよう
2. 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。
3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。
監査役報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役協議を経て決定しております。
4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針・手続きについては、業務経歴、経験、人柄等を考慮して取締役会で決定しており、取締役・監査役候補に関しましては、株主総会招集ご通知に記載しております。
5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
新任取締役候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任につき、原則3-1-4に記した方針、手続きを経た上で、その理由については株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行うこととし、「取締役会規程」において取締役会の決議事項・報告事項を定めております。「取締役会規程」に定めのない事項については、「職務権限規程」に基づき、担当役員及び各部門の責任者に決裁権を委ねております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員資格を満す独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外役員の要件および東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、独立役員である社外取締役を選任していません。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、当社の業務に精通した社内取締役4名と、企業経営者などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役2名を選任しております。
また、経営の意思決定を迅速且つ効率的なものとするため、取締役は7名以内とすることを定款に定めております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任において、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。また、取締役及び監査役の他社での重要な兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

1. 社外取締役および社外監査役に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等につき説明を行い、社内出身の取締役および監査役に対しては、就任前に必要に応じ研修を行います。また就任後においても必要に応じて継続的に研修等を実施するものとします。
2. 常勤監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会の開催する諸研修等への参加に努めるものとします。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主および投資家等との間で建設的な対話を行います。
2. 株主および投資家等との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針については次のとおりとします。
 - (1) 当社は、経営企画室・財務部をIR担当部署とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、代表取締役社長をはじめとする経営幹部による株主・投資家との建設的な対話等を推進しております。
 - (2) 株主および投資家等との対話の一環として定期的な投資家説明会の開催等を実施します。
 - (3) 重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための内部情報管理規程を定め、周知徹底します。
 - (4) 株主および投資家等への公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中は、業績の見通し等に関するコメントを発信しません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TKコーポレーション	7,584,000	38.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,856,300	9.40
薬王堂従業員持株会	792,000	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	506,600	2.57
西郷 辰弘	498,000	2.52
西郷 喜代子	498,000	2.52

BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	480,000	2.43
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	360,000	1.82
伊藤 昭	300,000	1.52
日本生命保険相互会社	245,400	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
東根千万億	他の会社の出身者													
久慈竜也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東根千万億		株式会社岩手日報社の代表取締役であります。	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任しております。 なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

久慈竜也	株式会社久慈設計の代表取締役であります。	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を選任しております。 なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
------	----------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況

監査法人との打ち合わせ

- 第36期の監査計画について報告を受けております。
- 第36期四半期レビュー報告会に参加し、報告を受けております。
- 第36期決算監査前の打ち合わせを行っております。
- 財務報告に係わる内部統制の評価と監査の基準についての打ち合わせに参加し、報告を受けております。
- 第36期決算監査報告会にて監査結果の報告を受け、重要な問題点のないことを確認しております。

監査法人の監査状況の確認

- 監査法人による店舗内部統制の検証の同行監査を実施しております。
- 監査法人による店舗たな卸監査の同行監査を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

- 第36期内部監査計画の内容及びスケジュールの確認会議を行っております。
- 内部監査報告書ならびに実施状況の確認を毎月定期的に行っております。
- 監査法人による店舗内部統制の検証及び店舗たな卸監査の同行監査に内部監査室も同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下河原 勝	他の会社の出身者													
鎌田 英樹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下河原 勝		株式会社FPホームサービス、株式会社FPシルバーサポートの代表取締役であります。	建築工事業、建築計画コンサルティング業等を経営しており、当社の出店計画並びに経営全般に対する指導及び監査を行うことを期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
鎌田 英樹		株式会社アイビーシー岩手放送の代表取締役社長、株式会社岩手日報社の社外監査役であります。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現状のシステムが十分に機能していると考えておりますので、新たにインセンティブを付加する必要はないと認識しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役8名の年間報酬総額 118百万円(うち社外取締役 3百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役ならびに監査役の要請に応じて、経営企画室及び財務部が社外取締役又は社外監査役への情報の伝達等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、平成29年5月26日現在の役員の構成は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)となっております。

取締役会は毎月開催し、経営に関する重要事項等を審議、決定しております。また、取締役会を補完する機関として常勤取締役、常勤監査役に部長を加えて構成される経営会議を毎月開催し、重要事項等を細部にわたり検討しております。その他、週単位での業務執行状況を把握するため、常勤取締役、常勤監査役出席のもと各部門責任者で構成される部長会議を毎週開催しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会が決議し、これに基づき社内体制の整備を行っております。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査の状況

内部監査につきましては、社長直属に内部監査室を設置し、4名が担当しております。内部監査担当者は、監査方針、監査事項、実施時期、対象部署等からなる監査計画を立案し、社長承認を得た上で監査を実施いたします。内部監査担当者は監査実施後、その結果について監査報告書を作成のうえ社長へ提出し、社長承認を得て業務改善指示書を被監査部門長に通知いたします。被監査部門長は業務改善状況について報告書を作成、内部監査担当者は報告書に基づき改善実施状況を確認し、社長へ報告いたします。また、内部監査室は、会計監査人と積極的に情報を共有し、緊密な関係を保ちながら連携強化に努めております。

ロ. 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、毎月開催される取締役会へ監査役が出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営会議へは常勤監査役が出席する等、重要な会議へも出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、年度当初に策定した監査方針・監査計画に従い、業務監査及び会計監査を実施しております。その他、内部監査部門である内部監査室と連携をとり、店舗並びに各部門の実地監査を行っているほか、会計監査人とも密接に連携をとりながら、実地たな卸の実施状況の監査や本部各部門並びに店舗監査に同行し、内部統制状況、コンプライアンスの状況などにつき定期的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

(4) 社外取締役及び社外監査役の状況

イ. 人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

当社と社外取締役東根千万億及び久慈竜也、社外監査役下河原勝及び鎌田英樹の4名との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役東根千万億及び久慈竜也、社外監査役下河原勝及び鎌田英樹の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について、特段の定めはないものの、選任にあたっては東京証券取引所が開示を求める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

ロ. 社外役員の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、より客観的な立場から、会社経営者として培われた経験を生かした発言を行うことにより、重要な業務執行および法定事項についての意思決定ならびに業務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を、健全かつより高いレベルで維持することに貢献しています。

社外監査役は、長年にわたる経営者としての経験や専門性により、企業統治の仕組みとして当社が採用している監査役会の機能の充実に貢献しています。

なお、社外取締役および社外監査役と当社の間特別な利害関係はなく、必要な独立性は確保されていると考えております。

ハ. 社外役員と内部監査部門等との連携

社外取締役は、取締役会等への出席を通じ、直接または間接的に内部監査および会計監査の報告を受け、取締役の職務の執行状況に対して必要に応じて意見を述べることにより、これらの監査と連携の取れた監督機能を果たしております。また、取締役会の一員として、意見または助言により内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は、監査役会、取締役会への出席を通じ、直接または間接的に内部監査および会計監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っております。

(5) 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、有限責任監査法人トーマツが会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
今江 光彦	有限責任監査法人トーマツ
木村 大輔	有限責任監査法人トーマツ

(注)上記の他に公認会計士5名、会計士試験合格者等2名が当社の財務書類の監査業務に従事しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役2名を選任し、3名の監査役(社外監査役2名)により経営に対する監督機能を強化し、経営活動が適正に遂行できる体制を整えておりますので、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前の発送を行っております。さらに、招集通知発送前にTDnet並びに当社ホームページにて早期開示しております。
その他	・招集通知を当社ホームページ及びTDnetに掲載しております。 ・招集通知のほかに当社事業内容に関して、パワーポイントによる説明を加えるなど、株主サービスの向上を図りました。また、事務局による座席の指定や議事進行優先の運営を行わず、株主が発言しやすい会場の雰囲気作りに取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に数回、東北を中心に個人投資家説明会を開催	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.yakuodo.co.jp HPにおいて掲載している投資家情報 (決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画室、財務部	
その他	四半期ごとに数回、アナリスト・機関投資家向けの個別ミーティングを開催	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次のように定めております。 「当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として、株主をはじめお客様や従業員及び取引先、更には地域社会などすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、企業活動の透明性を確保することを掲げており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠と考えております。当社では、法令・社会規範・社会通念・倫理あるいは社内規程などの観点から内部牽制が組織全体にわたって機能しているかに重点をおき、適正かつ迅速な意思決定のもと経営のチェック機能を強化してまいります。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は社会貢献を経営理念のひとつとして掲げており、各方面において社会貢献活動に継続的に取り組んでいます。 日本テレビ系列の24時間テレビ「愛は地球を救う」では毎年、薬王堂全店舗を通じてお客様に募金活動への協力を呼びかけています。 東日本大震災では当社も大きな被害を受けましたが、全社を挙げて営業の再開と物資の供給に注力しました。この経験を踏まえ、当社は岩手県矢巾町や花巻市と災害時における物資供給等に関する協定を締結し、万が一の災害の際には行政と連携して地域社会に貢献する取組みを始めました。また、震災遺児の進学のための、メーカー様と共同で「公益財団法人みちのく未来基金」に売上の一部を寄付するなどの活動を行っています。 地域に密着した取り組みとしては、食品メーカー様と協力し、著名人による講演会や市民健康公開講座に加え、親子で参加する食育イベントや各種スポーツイベントの開催を継続して行っています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次のように定めております。 「株主の要求や意見に受動的に応えるのではなく、IR活動等を通じて、当社がどのような考えのもとで経営を行っていくのかを積極的に開示し、株主に選ばれる企業になるよう努力してまいります。」
その他	当社は女性が活躍できる企業をめざし、女性が長く勤めやすい職場環境の整備と積極的な女性登用を進めています。この取り組みが認められ、平成28年には岩手県で初めて女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」企業に認定されました。今後も更に家庭と仕事の両立支援の取組みを強化してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とします。
コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築します。
また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存します。
取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じます。
また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は役員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行います。
取締役会は毎月開催するほか、取締役会を補完する経営会議において重要事項等を細部にわたり検討するとともに、週単位の業務執行状況を把握するための部長会議を毎週開催します。
- (5) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員等（以下当該使用人）に監査業務に必要な事項を指示、命令することができます。当該使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。
また、取締役は当該使用人の人事異動及び考課を行う場合には、事前に監査役会に意見を求めるものとします。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告します。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとします。
また、内部通報制度の運用規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止します。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとします。
- (8) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができます。
また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとします。
- (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。
- イ. コンプライアンス
各部門において自己点検を毎月実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会でその結果を四半期ごとに報告しております。
なお、社内研修や会議体によるコンプライアンスに関する教育の実施、社内広報などによる内部通報制度の周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ロ. リスクマネジメント
「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの分析、評価及び対応状況を確認しております。
- ハ. 内部監査体制
内部監査計画に基づき、業務監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、業務の適正化に努めております。
また、財務報告に係る内部統制につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は企業行動憲章並びに役員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与を行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役員に周知徹底を図っております。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理本部長を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立しております。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 会社情報の適時開示の社内体制

・決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、原則として社内各部署より取締役会に付議され、審議・承認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行なっております。

・発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、迅速な開示を行なうため、社内各部署より社内役員の確認を経て、代表取締役社長の承認後、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行なっております。

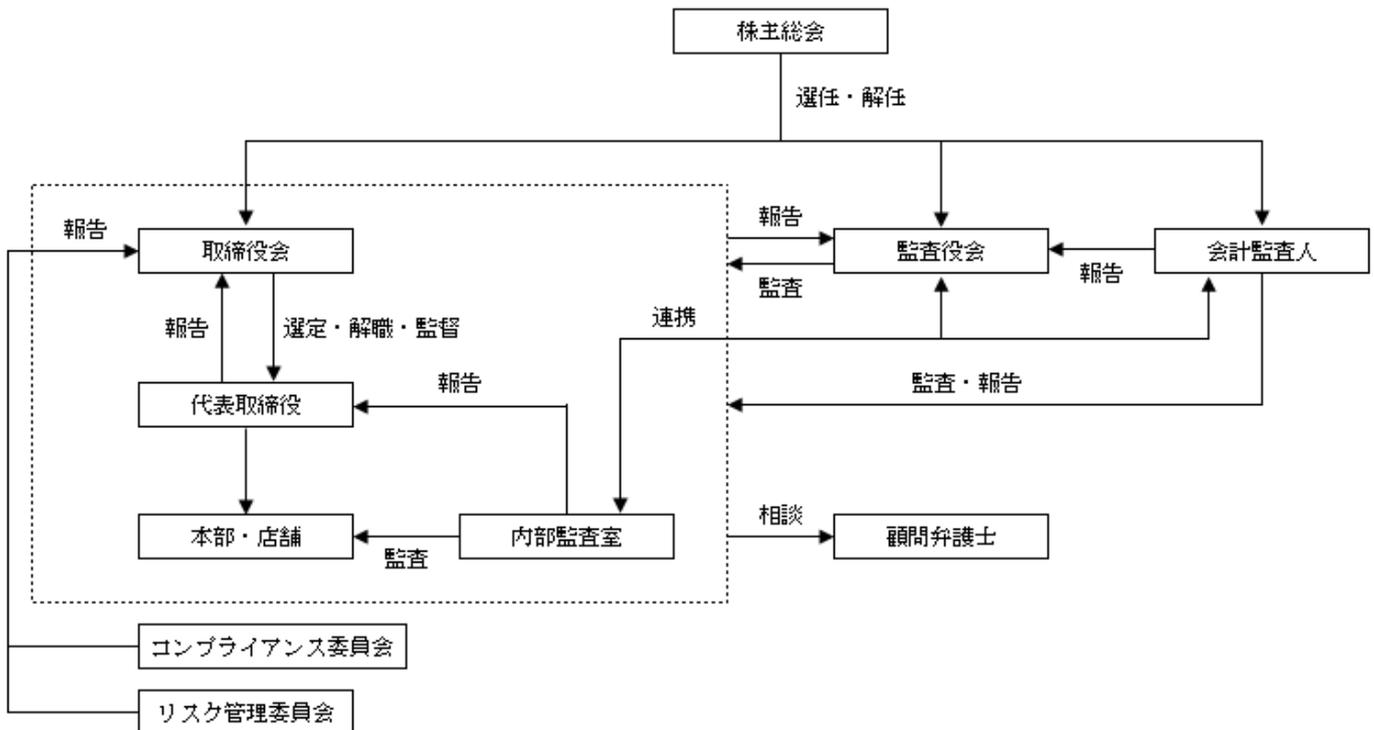
・決算に関する情報

決算に関する情報については、財務部より取締役会に付議され、審議・承認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示をおこなっております。

(2) 会社情報の管理部署及び適時開示のチェック機能

会社情報の取扱いについては、内部情報管理規定を制定し、管理本部長が情報管理責任者となり、適時開示の推進と内部者取引(インサイダー取引)の未然防止を図っております。

【参考資料：コーポレートガバナンス体制】



【参考資料：適時開示体制】

①決定事実に関する情報



②発生事実に関する情報



③決算に関する情報

